

# 建設業における社会保険未加入対策に関する

## 参考資料一覧

### 1. 社会保険未加入対策の全体像

- ・建設業における社会保険未加入対策の概要 ······ 【参考 1】
- ・建設業における社会保険への加入状況 ······ 【参考 2】

### 2. 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインについて

- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要 ······ 【参考 3】
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における現場入場の取扱いについて ······ 【参考 4】
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について ······ 【参考 5】

### 3. 法定福利費を内訳明示した見積書について

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版） ······ 【参考 6】
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況 ······ 【参考 7】



# 建設業における社会保険未加入対策の概要

国土交通省  
参考1

## 背景(建設業における課題)

- 社会保険未加入企業が多く存在し、  
○いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている  
○適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

## 中央建設業審議会 提言(平成24年3月)

- 関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、  
○技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保  
○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目指す

## 建設業界におけるこれまでの主な取組

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 「社会保険未加入対策推進協議会」の設置 (H24.5~)
  - ・建設業関係団体等84団体、行政(国交省、厚労省)等で構成
  - ・実施後5年(H29年度)を目標に、企業単位では建設業許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
  - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

### 2. 行政によるチェック・指導

- 建設業許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
  - ・5年に1度の建設業許可の更新の際に保険加入状況を確認、未加入の場合は指導
  - ・指導に従わない場合は、当局(厚生労働省)に通報
  - ・立入検査時には、保険加入状況のほか、元請企業の下請企業への指導状況も確認

### 3. 公共工事における対策

#### ○公共工事における未加入企業への対策

- ・国土交通省発注工事では、直接契約する元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定(平成29年4月からは2次以下にも対策を拡大)
- ・二次以下の下請企業が未加入の場合は行政から加入するよう指導
- ・地方公共団体発注の工事においても、社会保険の対策を実施

### 4. 各企業の取組指針の制定・浸透

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(課長通知)の制定 (H24.11~)
  - ・ガイドラインでは、以下のように規定
  - 元請企業は、現場の関係書類等により、現場に携わる下請企業や作業員の保険加入状況を確認、未加入の場合は指導
  - 遅くとも平成29年度以降は、
    - ①未加入企業を下請企業に選定しない
    - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

### 5. 法定福利費の確保

- 国土交通省発注工事の予定価格への反映
  - ・必要な法定福利費(社会保険料)を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した見積書のひな形(「標準見積書」)を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9~)
  - ・国土交通省においても、見積書の活用を促進するための周知・啓発を実施
- ガイドライン上の扱い
  - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」でも、法定福利費を必要経費として考慮するよう記載



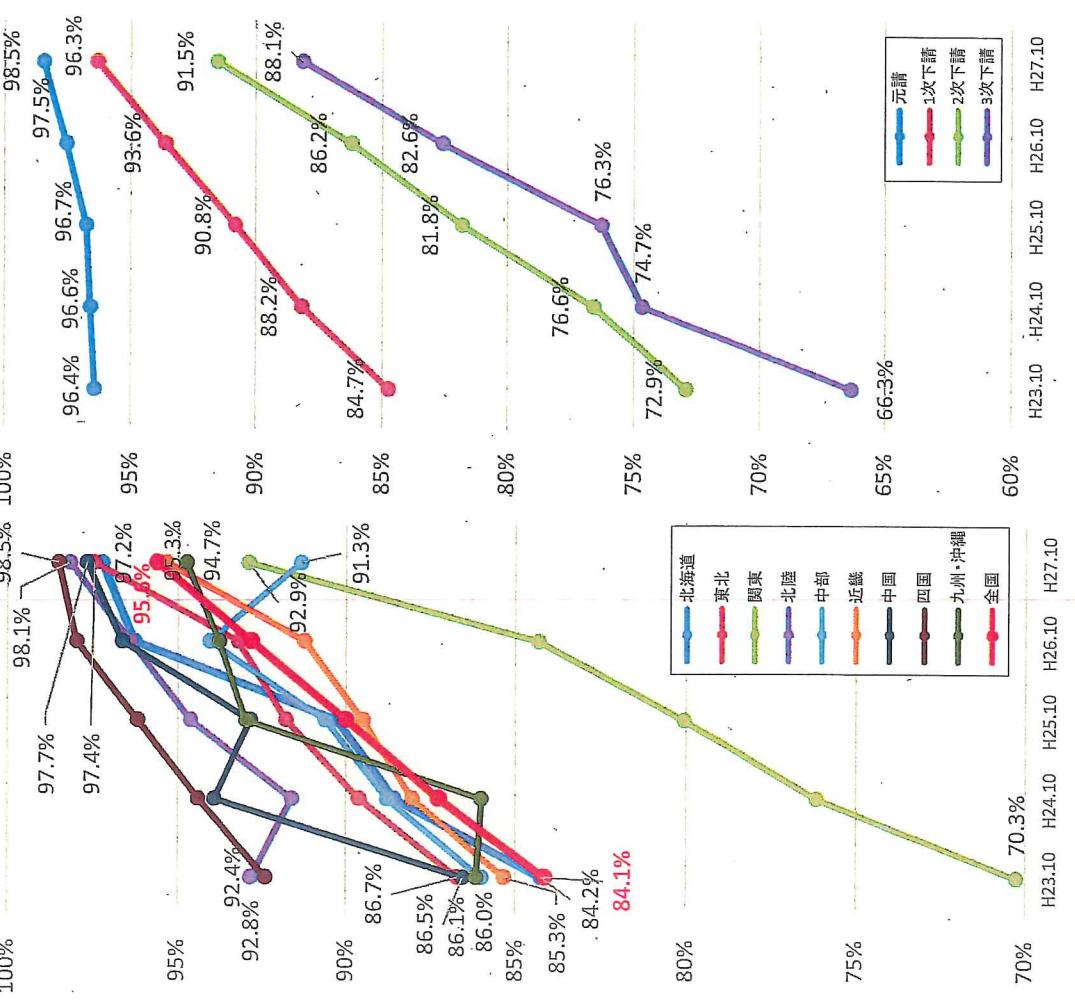
# 建設業における社会保険への加入状況

参考2

- 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にありますが、特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

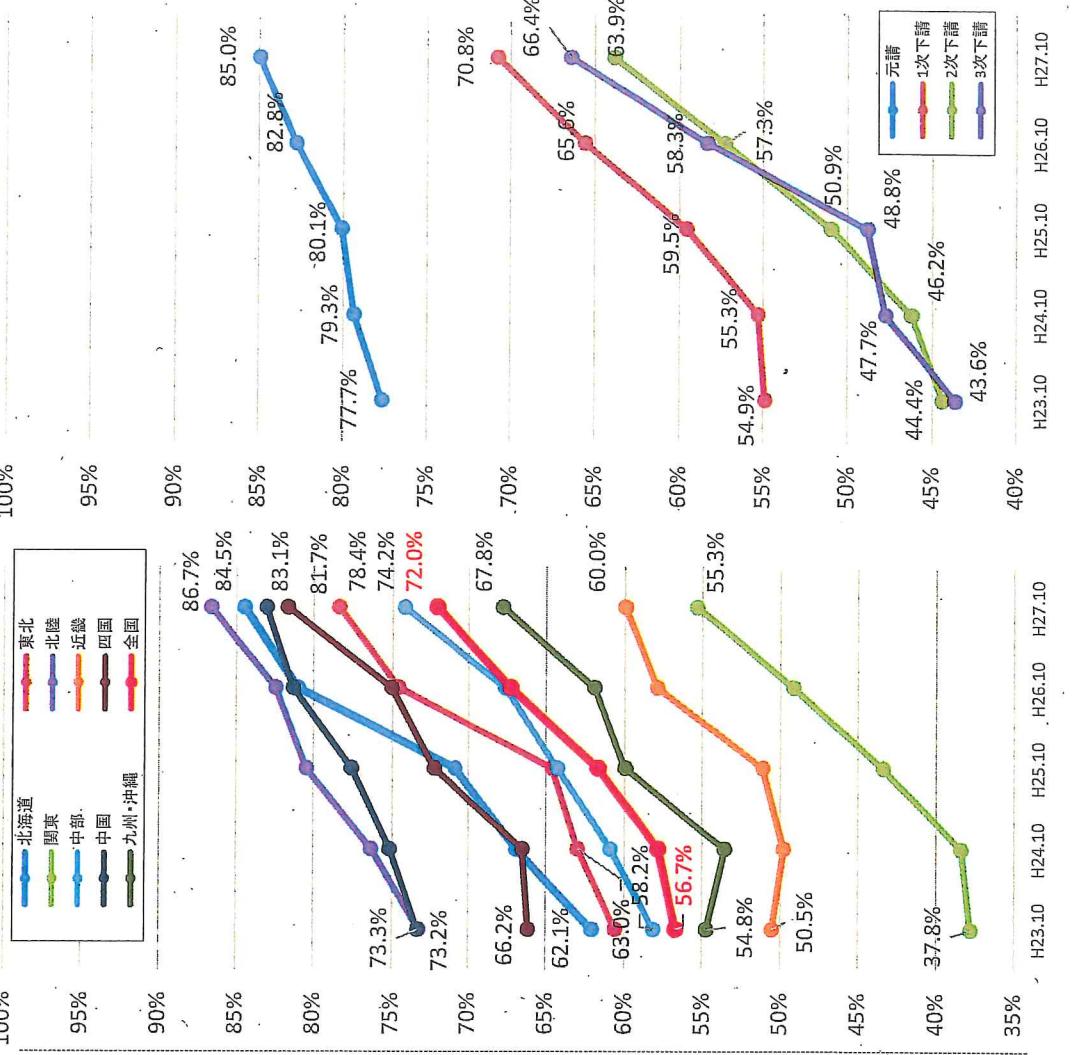
企業別

3 保険加入割合  
(元請・下請次数別)

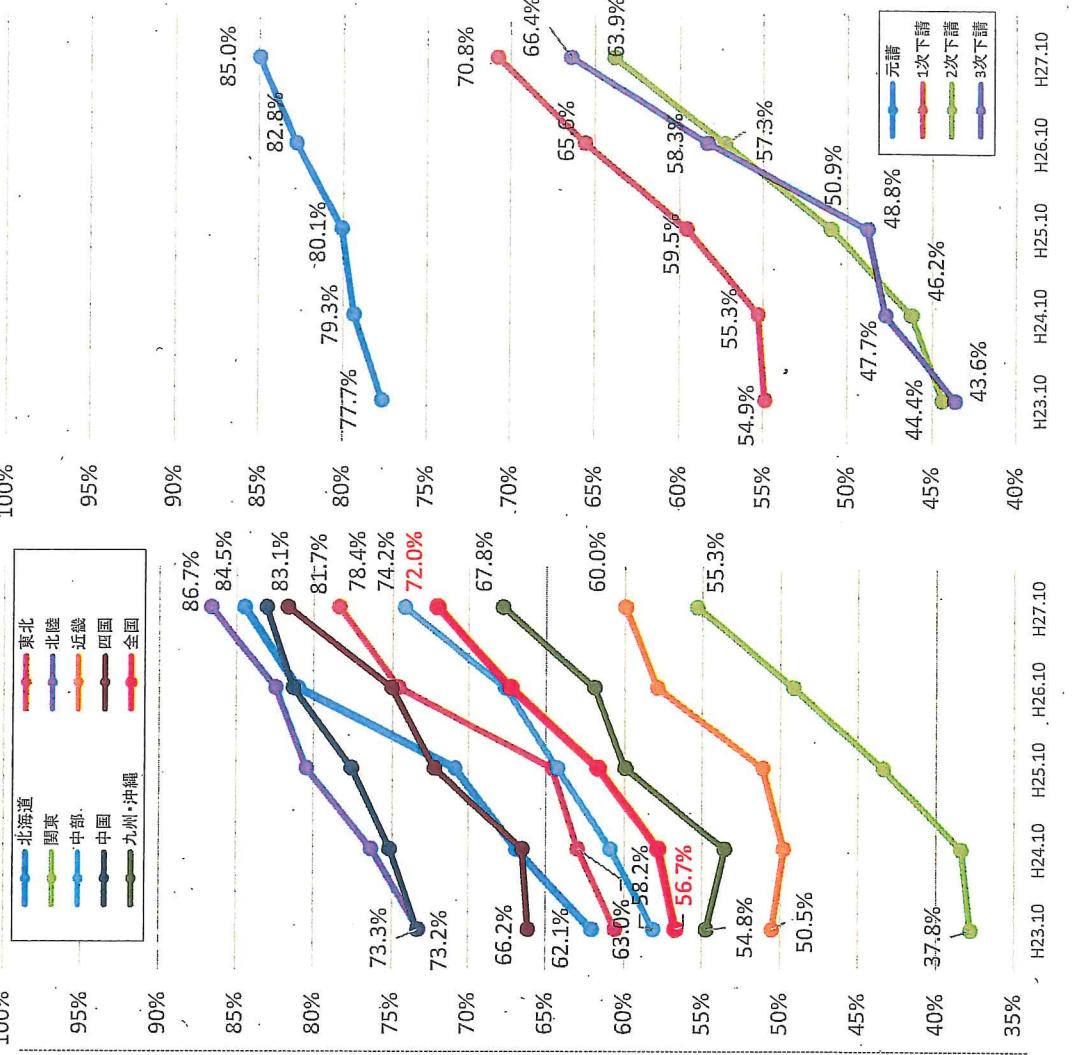


労働者別

3 保険加入割合  
(地方別)



3 保険加入割合  
(元請・下請次数別)





## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日最終改訂)

### 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

#### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

#### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべき

#### ○法定福利費の適正な確保

- ・見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### 下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要

#### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

#### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

#### ○法定福利費の適正な確保

- ・自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負せる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における  
現場入場の取扱いについて  
～一問一答～

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである。」としています。  
この点について、よくあるお問い合わせとそれに対する国土交通省の考え方を以下でお示します。

Q1 どの保険に加入していればガイドラインにおける「適切な保険」に加入していることになるのか。

A1 ガイドラインでは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について、関係法令において事業主に従業員を加入させる義務のあるすべての保険に加入していることを「適切な保険」に加入している状態と解します。

各保険への加入義務は事業所の形態等によって変わってきますので、別添「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」についてをご覧ください。例えば、従業員が4人以下の小規模な個人事業所等については、法令上、健康保険や厚生年金保険への加入義務はなく、従ってガイドライン上は、その従業員が協会けんぽや厚生年金保険に加入しなければならないわけではありません。

健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない事業所の従業員は、個人で国民健康保険及び国民年金に加入することとなります。

Q2 小規模な個人事業所だが、どの保険に加入していればよいのか。

A2 雇用している従業員が4人以下の個人事業所については、健康保険や厚生年金保険への加入義務はありませんが、雇用保険は雇用する労働者が1人でもいれば加入義務があるため、事業主は従業員を雇用保険に加入させる必要があります。雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所については、雇用保険のほか、健康保険や厚生年金保険への加入義務があるため、従業員がこれらの保険に加入していることがガイドライン上必要となります。

Q3 従前から従業員が建設国保に加入しており、法人化にあたって年金事務所で健康保険適用除外の手続きをしたが、建設国保に加入していることをもって現場入場を断られるか。

A3 法人が従業員を加入させる義務のある医療保険は、協会けんぽや組合管掌健康保険ですが、過去に従業員4人以下の小規模個人事業所であった際に建設国保等の国民健康保険組合に加入しており、法人化(※)にあたって、年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行っている場合は、その従業員はガイドライン上

の「適切な保険」に加入していると解します。

※個人事業所で雇用する常用労働者が5人以上になった場合や、その後新たに従業員を採用した場合についても同様です。

Q 4 元請企業は法令上協会けんぽや厚生年金保険へ加入義務がない事業所の作業員を現場に入場させてよいか。

A 4 ガイドラインは事業主に加入させる義務がある健康保険、厚生年金保険、雇用保険を対象としていますので、国民健康保険や国民年金への加入対象となる作業員については現場入場が認められます。ただし、その場合は、法令上、個人で国民健康保険や国民年金に加入する必要があるので、適切に加入するよう指導することが望ましいです。

Q 5 ガイドラインで現場入場が認められる「特段の理由」とは何か。

A 5 法令上加入の義務があるにもかかわらず未加入の作業員の現場入場については、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきとしています。

- ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合
- ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
- ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

Q 6 60歳以上の作業員は雇用保険や健康保険に加入する必要があるか。

A 6 雇用保険については、事業所に雇用されている労働者であれば加入させなければなりません。(雇用保険法の改正により、平成29年1月1日以降は65歳を超えて新たに雇用された者も加入義務があります。)

健康保険については、協会けんぽに加入する場合の手続き（又は建設国保に加入している場合の健康保険の適用除外の手続き）は、一般的に年金事務所で厚生年金保険の加入手続きと併せて行うものなので、A 5 の①の場合、厚生年金保険へ未加入であれば健康保険（協会けんぽ）にも未加入であると考えられます。法令上は厚生年金及び健康保険への加入義務がありますが、ガイドライン上の扱いとしては未加入でも現場入場が認められることとなります。



参考5

# 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険※2	協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1
	一	役員等	一	協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険※2	協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1
	1人~4人	常用労働者	雇用保険※2	国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 国民年金
事業主、一人親方		一	一	国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 国民年金

「下請指導ガイドライン」における  
「適切な保険」の範囲



※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。  
※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

■ :個人で加入

□ :事業主に従業員を加入させる義務があるもの



法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう！

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)

(平成28年度実施『法定福利費セミナー』教材より作成)

平成29年2月28日  
国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

### 目次

はじめに	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは	P 1
作成手順	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順	P 2
	0 見積書に記載する内訳を確認する	P 3
	1 工事ごとの労務費を算出する	P 3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する	P 5
	3 見積書に法定福利費を明示する	P 6
参考	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例	P 7
	2 よくある質問	P 8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述	P 8
最後に	もっと詳しい情報について	P 9



# 「法定福利費を内訳明示した見積書」とは

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の目的

- 現場作業員の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。
- このため、見積書の中に法定福利費を明示し、元下間で必要な法定福利費の確保に繋げます。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用

- 平成25年9月に、国土交通省・厚生労働省や建設業団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」で申し合わせがされ、業界全体の取組として見積書の活用が開始されました。
- 国土交通省としても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」などで、法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を要求しています。

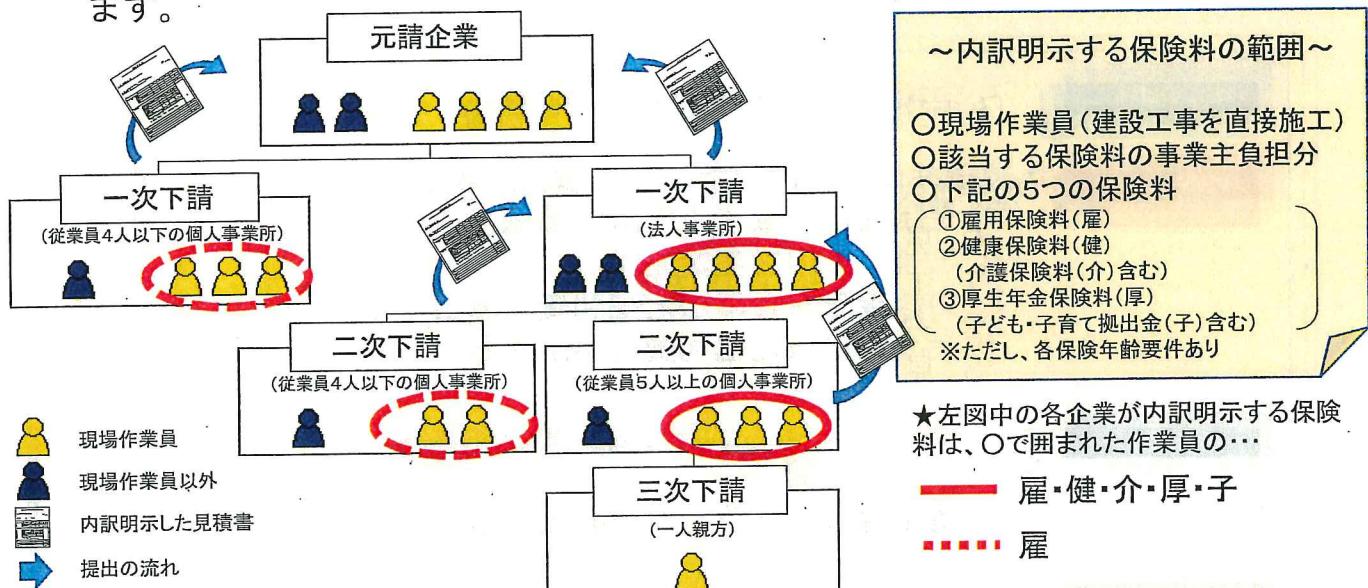
## 従来の見積書の違い

- 従来の取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。
- そこで、従来の総額による見積書ではなく、法定福利費を内訳明示して見積金額を計上することとしています。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の作成

### 内訳明示する「法定福利費」とは

- 法定福利費とは、法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分を指します。



### 工事ごとの労務費をもとに、必要な法定福利費を算出する

- 社会保険料は、保険に加入する労働者の賃金をもとに、支払わなければならぬ額が決まります。
- 工事ごとに現場作業員の労務費が発生するのとあわせ、工事ごとに法定福利費を算出します。

# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

## ○ 見積書に記載する内訳を確認する

見積書を構成する要素としては、主に材料費、労務費、一般管理費などがありますが、法定福利費の算出には「現場労務費」の算出が必要です

## 1 工事ごとの労務費を算出する

工事に係る労務費は、企業ごとの実態に応じた方法で算出します  
純粋に労務費を積み上げて見積りをとっていない場合は、以下の方法があります

- ・数量ごとに歩掛かりで労務費の額を計算
- ・工事全体の標準的な労務費比率を用いて労務費の額を計算

## 2 労務費をもとに法定福利費を算出する

法定福利費を算出するには、労務費に、対象となる社会保険の法定保険料率を乗じることが必要です

## 3 見積書に法定福利費を明示する

見積書には、見積工事費総額だけでなく、法定福利費額を記載します



## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成にあたって

### 基本 法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費} = \textcircled{1} \text{ 労務費} \times \textcircled{2} \text{ 対象となる保険の料率}$$

(ポイント)

#### ① 見積り段階での労務費の算出の方法

- 〔工事に必要な人工数等がわかる場合〕人工数を用いる ⇒ P3
- 〔工事価格に占める労務費の割合がわかる場合〕労務費比率を用いる ⇒ P4
- 〔労務費算出が困難〕 ⇒ 下記Tips(その他の算出方法)

#### ② 法定保険料率の把握 ⇒ P5



### Tips

#### その他の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

or

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費}$$

→自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法

→工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適當

# ○ 見積書に記載する内訳を確認する

材料費、労務費や経費（一般管理費等）などを、工事業種や各企業の実情に合わせて算出します。

見積りの内訳	
項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小計	715,000円

経費の%の判断基準は、  
 ○過去の実績に基づく経験値  
 ○各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の%  
 など(下請)各社の妥当かつ適切なものによります。

① 材料費  

	数量	m <sup>2</sup> 単価	合計
材料費	200	1,000円	200,000円

② 労務費  
 → 詳しくは次項以降

③ 経費  
 (材料費 200,000円 + 労務費 450,000円) × 10%

ここでは、例として10%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

## 1. 工事ごとの労務費を算出する

- 労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出します。
- 例えば、以下のような方法が考えられます。

工事内容毎に必要な人工数がわかれば、人工数と平均的な賃金を用いて労務費を算出します。

工事の種類	所要人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費 (A) × (B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

### 歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 (C)=(A)÷(B)	平均日額 (D)	労務費 (C)×(D)
200	8	25	18,000円	450,000円

自社で過去の実績値があり、工事の性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している場合などには平均的な労務費の比率を用いる方法も有効です。

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数量	工事価格(A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格(A)	平均的な労務費比率(※1)(B)	労務費(A)×(B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

(※1) 労務費比率は、各企業において過去の経験や実績などに応じて適正に算出するか、各専門工事業団体の作成する標準見積書の数値を使用する。  
業種や企業によって率は異なるものであり、労災保険料算定時に用いる労務費比率と必ずしも一致しない。

### (参考)

- 労務費を算出する方法については、各工事の実態に応じ、適した方法で行います。
- 各専門工事業団体で、業種の特性に応じた「標準見積書」を作成していますが、歩掛かりや労務費の比率を用いる方法を以下の団体で採用しています。作成にあたってご参照下さい。

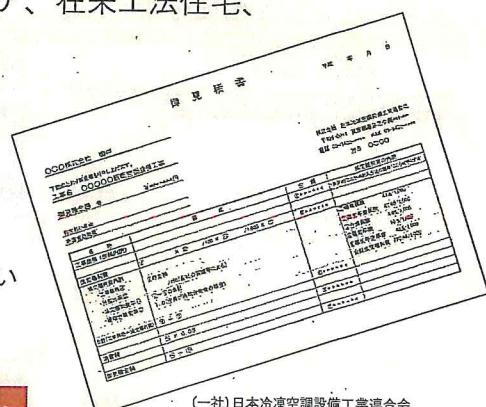
以下に挙げる業種以外にも、それぞれの業種に応じて標準見積書を公表していますので、見積書の作成にあたってご参照下さい。

**歩掛けりを用いる方法** 塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法住宅、フローリング、あと施工アンカー

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール・防火開口部、電設、シャッター・ドア、板硝子、マンション計画修繕施工

※業種ごとの労務費の比率についても、各標準見積書をご覧下さい



(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

## 2. 労務費をもとに法定福利費を算出する

労務費総額に保険料率を乗じて、法定福利費を算出する。

法定保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率(A) (※1)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.9%	同 左	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	同 左	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%	0.79% × 53.5% (※2)	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	同 左	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	同 左	450,000円	900円
合 計	15.961%	15.591%		70,170円

※この表にある法定保険料率は平成29年2月時点。健康保険料率は協会けんぽ(東京)を用いた。

(※1) 見積時に適用対象となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出する。ここではすべての労働者が適用対象としている。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とする。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合を掛け合わせる。あらかじめ対象人数がわかる場合は、その割合を使用することが望ましい。(例:10人中7人が40～64歳の場合は $0.79\% \times 7/10$ )

この例では、見積時に具体的な対象者の人数がわかっていないため、協会けんぽの被保険者全体に占める40～64歳の割合(53.5%)を用いている。

### 法定保険料率の調べ方

- 法定保険料率は、それぞれ当局のホームページでご確認下さい

#### 雇用保険

→ 厚生労働省HP  
「雇用保険 保険料率」で検索

#### 健康保険＆介護保険

→ 日本年金機構HP  
「厚生年金 保険料額表」で検索

#### 厚生年金保険＆ 子ども・子育て拠出金

→ 全国健康保険協会HP  
「健康保険 保険料額表」で検索

### 社会保険の適用関係

- 事業所の形態や労働者数により、社会保険の適用は異なります。
- 適用対象（内訳明示の対象）となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出します。（わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とします。）

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	一	役員等	一	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個 人 事 業 主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	一	事業主、一人親方	一	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

□ : 事業主負担あり

■ : 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合／ない場合がある。

### 3. 見積書に法定福利費を明示する（例）

### 具体に労務費が 算出できる場合

## 御見積書

◇◇建設株式会社 殿

見積金額 ￥847,983

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × <u>10%</u>	65,000円
小計	715,000円

### 【法定福利費（事業主負担分）】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79% × 53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計	—	—	70,170円

【消費稅】

法定福利費  
を含む

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	62,813円

• (1)

## 御見積書

△△建設株式会社 殿

### 労務費比率を 聞いた場合

### 【工事価格】

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円

法定福利費  
を含まない

三(1)

#### 【法定福利費（事業主負擔分）】

工事価格	平均的な 労務費比率	平均的な 保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円

法定福利費  
を含む

### 【消費稅】

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円((ア)+(イ))	8%	83,120円

### 保険料率の合計

## 工事ごとにかかる法定福利費の計算例

- 法定福利費は、作業員の年齢やその他条件により異なります。イメージを掴んでいただくため、細かく計算した場合の例を示します。
- 実際の見積時にはここまで詳細な情報がわからない場合が多いと思われるため、P2~P6の作成手順を参考にしてください。

## 問

ある下請X社が仕事を請け負い、X社の労働者A～Eと下請Fで工事を行うこととなり、その工事に係る賃金等を以下のようにした場合に、X社が負担することになる法定福利費の額を計算する。

	人工数	単価	合計	備考
A職長	6	20,000円	120,000円	42歳
B作業員	5	18,000円	90,000円	45歳
C作業員	5	17,000円	85,000円	30歳
D作業員	5	15,000円	75,000円	65歳
E作業員	4	15,000円	60,000円	47歳、建設国保*
F作業員			100,000円	一人親方

\* E作業員は、健康保険適用除外の承認を受けて、事業主負担のない建設国保（国民健康保険組合）に加入しているとする。

## Tips

## Check Point

- ・作業員の年齢による保険料の有無
- ・事業主負担の有無



## 【国民健康保険組合について】

従前から建設国保等の国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際や常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、年金事務所に必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものとして扱われる。

ただし、雇用保険及び厚生年金保険への加入の義務は生ずる。

## 計算例

① 従事する作業員がわかっているため、保険毎に対象者を決定する

② ①で割り当てた対象者の労務費を合算し、保険毎の対象金額を決定する

③ 各保険料率に②で求めた金額を乗じて法定福利費を求める

保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長、作業員)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料(※1)	0.9%	A、B、C、E	355,000円 (120,000+90,000+85,000+60,000)	3,195円
健康保険料(東京)	4.98%	A、B、C、D	370,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,426円
介護保険料(※2)	0.79%	A、B	210,000円 (120,000+90,000)	1,659円
厚生年金保険料	9.091%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,091円
子ども・子育て拠出金	0.2%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	860円
合計	—	—	—	63,231円

(※1)雇用保険料は64歳以上の支払いが免除されるため、D作業員分は負担なし。  
(4月1日時点では64歳以上の被保険者は保険料免除。ただし、加入義務は65歳以上も生ずる。)

(※2)介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分及びD作業員分は負担なし。

(※)E作業員は事業主負担のない建設国保に加入しているため、健康保険料・介護保険料について事業主負担なし。

(※)F作業員の一人親方は雇用ではなく請負の関係にあるため、全部の保険料について事業主負担なし。

## 参考2

### よくある質問 【法定福利費を内訳明示した見積書について】

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40～64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。最新(H27年度)の数値は53.5%です。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 内訳明示する法定福利費分は請負金額の内訳なので、消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 適用除外となる労働者の法定福利費の扱いは？

A. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用とならない労働者については、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。(例えば、常用労働者が1～4人の個人事業所では、原則雇用保険の法定福利費のみ内訳明示します。)

なお、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。その後、元請企業と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

## 参考3

### 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 における法定福利費に関する記述（概要）

元請企業（下請企業が工事を再下請負せる場合も同様）

・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

下請企業（再下請負の場合も同様）

・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

元請企業（下請企業が工事を再下請負せる場合も同様）

・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

## もっと詳しい情報について

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参考下さい。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

### 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP: 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。（詳しくは前項「参考3」を参照。）

→ 国土交通省HP: 「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

### 社会保険労務士による「電話相談窓口」

- 社会保険労務士が、社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応します。
- 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置しています。

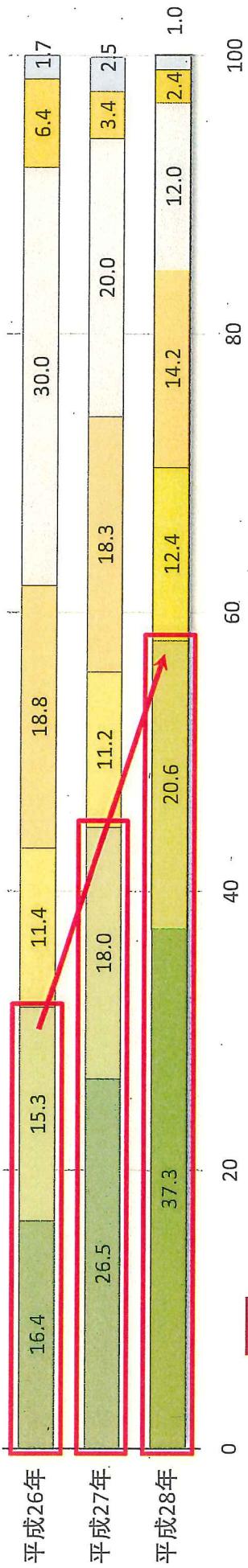
→ 国土交通省HP: 「社会保険労務士 相談窓口」で検索

# 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成28年12月からアンケート調査を実施。(回答数：約3100件)
- 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約6割で、昨年から13ポイント増加。

## <見積書の提出状況(下請企業への質問)>

- ほとんど工事で提出している(8割以上)
- おおむね提出している(5~8割程度)
- まつたく提出していない(1割未満)
- あまり提出していない(3~5割程度)
- 取組 자체がよくわからない。



## <標準見積書を提出した結果(下請企業への質問)>

